

令和4年6月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故  
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 11件  
(うちバッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、  
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、  
充電器(モバイル機器用)1件、照明器具1件、  
エアコン(室外機)2件、電子レンジ1件、歩行車1件、  
温水洗浄便座1件、玩具(ベビージム)1件、電動アシスト自転車1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 石田、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202200168	令和4年5月20日	令和4年6月8日	歩行車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、転倒し、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202200169	令和4年5月29日	令和4年6月8日	温水洗浄便座	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202200170	令和4年5月11日	令和4年6月8日	玩具(ベビージム)	重傷1名	当該製品に他社製の乾電池を装填し使用していたところ、乾電池から液漏れが発生し、当該製品の下にいた乳児(3か月)が負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202200171	令和3年8月18日	令和4年6月8日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和4年1月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年8月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件  
該当案件なし